

社会福祉法人 德望会 行動計画

【女性活躍推進法】

女性職員の活躍推進を図り、全ての職員が能力を十分に発揮することが出来るようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年12月1日～令和9年11月30日までの3年間

2. 法人の課題

- ①労働者に占める女性労働者の割合は7割を超えているが、管理職に占める女性労働者の割合は6割にとどまっている
- ②非正規職員から正職員への雇用形態の転換の実績が少ない年度もある

3. 目標と取り組み内容

目標1：管理職に占める女性労働者の割合を7割に引き上げる

内 容：令和7年1月～ 理事長・園長より、目標達成に向けて方針等発信する
令和7年2月～ 管理職候補となる職員に対し、キャリアパスをもとにワークショップを行い、意識啓発を行う
令和7年3月～ 対象者に管理職育成研修を実施する（年2回）
令和7年4月～ 定期的に対象者と管理職との懇談会を開催し、管理職に対するイメージや役割等のマッチング・明確化を図る

目標2：非正規職員から正職員への登用を毎年度1名以上実施

内 容：令和7年4月～ パート・臨時職員に対し、改めて正職員登用の基準を配布し説明する
令和7年5月～ パート・臨時職員を対象に、キャリアアップに向けた研修を実施する（2回程度）
令和7年10月～パート・臨時職員を対象に、園長面談を行い意向確認する